

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2016年（平成28年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき、損害賠償額の決定を次のとおり専決処分する。

2016年（平成28年）5月20日

藤沢市長

鈴木恒夫

1 損害賠償額

200,000円

2 相手方

東京都渋谷区桜丘町3番4号 渋谷黒川ビル2-2A

渋谷三迫ボクシングジム 三迫正廣

3 事案の概要

本市公民館事業において登録商標「ボクササイズ」を使用してきたことにより、商標権を侵害し、損害を与えたもの

参 考

地方自治法 抜粋

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項の指定について

本市議会は、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項については、市長において専決処分することができるものとして指定する。

(専決事項)

1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額について1件50万円以内のもの。ただし、交通事故については、自動車損害賠償保障法に定める保険金最高限度額以内において損害賠償の額を定めること。